第二条第十二号ホ及びヘ中「容器」の下に「及びオーバーパック」を加え、同号ト中「容器」の下に「及びオーバーパック（収納され、又は包装されている全ての容器の表示がオーバーパックの外から容易に確認できるものを除く。）」を、「事項を」の下に「、耐久性のある方法で、」を加え、同号に次のように加える。

(3)　核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第九条第二項第一号に規定する国連番号（当該国連番号の前に「UN」の文字を付したもの。）及び同項第二号に規定する品名（本邦内の運搬のみの場合を除く。）

(4)　オーバーパックにあつては、「オーバーパック」（本邦内の運搬のみの場合に限る。）又は「OVERPACK」の文字

第二条第十二号に次のように加える。

チ　核原料物質を運搬する場合は、運搬する核原料物質の種類、量、取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行し、荷受人に当該書面の写しを交付すること。

第三条第一項の表に次のように加える。

四　運搬した核原料物質の種類、量、取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項	運搬のつど　一年間

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日前に改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第二十三条第二項の規定により行われた申請については、この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この規則の施行の日前に改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の十九第二項の規定により行われた申請については、この規則による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の十九第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

告　示

○財務省告示第三百七十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年十一月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百四十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆四千七百三十八億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で百七十九億六千八百六十五万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九千百八十三億九千八百八十五万円、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆二千八十億六百八十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千二百九十四億二千五百六十五万円

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三億七千万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千二百五十三億円

七　払込金額　イ　価格競争入札発行　二兆四千七百八十一億千三百四十九万五千円

ロ　非競争入札発行　三億七千六十四万三千八百円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二千二百五十六億九千二百二万二千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十六年十一月十七日